

国家戦略特区「加賀市」活性化に向けた民間提案募集実施要項

加賀市では、国家戦略特区の強みを活かし、地域のさらなる活性化や加賀市の未来を共に創造するため、民間事業者等からの地域の活性化につながる創造性豊かで意欲的な提案を募集します。

1. 趣旨

本要項は、「国家戦略特区「加賀市」活性化に向けた民間提案募集（以下「本募集」という。）」の実施にあたり提案を求めるテーマや募集方法、募集期間等、事業者募集に係る必要な事項を定めるものです。

2. 募集の概要

加賀市の抱える課題解決や新たな価値創造に資する民間事業者等からの提案を広く募ります。特に国家戦略特区における規制緩和等を活用した事業化を促進することで、地域の活性化と持続的な発展を図ることを目的とします。

3. 提案の対象分野

加賀市全域を対象とした、地域活性化に資するあらゆる事業提案を募集します。特に国家戦略特区における規制緩和等を活用した提案も対象とします。なお、本制度は、民間事業者等の自由な発想による創意工夫を活かし、加賀市と連携することで地域の活性化につながる提案を求めるものであり、次に掲げる提案に関しては、提案の対象外とします。

- (1) 事業（施設）の廃止、未利用市有地の購入のみを目的とする提案
- (2) 既存の指定管理や委託業務等について、価格の優位性をもって受託者になろうとする提案
- (3) 民間事業者が実施することが適当でない事業（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業等）を含む提案

4. 応募資格

提案を行えるのは、法人、団体、個人事業主等の具体的な事業を実施する能力を有する民間事業者とします。

5. 欠格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (5) 国税、地方税の滞納をしている者
- (6) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

6. 募集開始日

令和7年6月23日（月）

7. 提案の方法

所定の提案様式に必要事項を記入の上、以下の書類を添えて提出してください。

◎提出書類

- (1) 国家戦略特区「加賀市」活性化に向けた民間提案書（様式第1号）
- (2) 提案の概要書（様式自由）：事業の目的、概要、事業実施エリア、資金計画、実施体制、期待される効果等を具体的に記述してください。
- (3) 法人の概要等がわかる資料：会社案内、登記事項証明書、事業実績、過去2年分の決算書

なお、審査の過程で、必要により具体的な事業計画や収支計画の提出を求める場合があります。

◎提出方法

原則として、電子メールにより提出してください。提出の際のメールの件名は「国家戦略特区「加賀市」活性化に向けた民間提案」としてください。市から提案の受領確認を3開庁日以内にメールで返信します。

◎提出先、担当課連絡先

加賀市 政策企画部企画課

E-mail : kikakuchousei@city.kaga.lg.jp

電話番号 : 0761-72-7830

8. 提案の審査

提出された提案は、市の関係部局で検討することとしますが、提案内容によっては、関係機関や有識者等のアドバイス、提案者からのヒアリング等を実施し、以下の項目を総合的に評価し、事業化等の検討を判断します。

審査項目

- (1) 地域活性化への貢献度：加賀市の活性化、課題解決への寄与
- (2) 実現可能性：事業計画の具体性、実行体制、資金計画の妥当性
- (3) 独創性・新規性：提案内容のユニークさ、既存事業との差別化
- (4) 継続性・発展性：事業の持続可能性、将来的な発展の見込み
- (5) 規制改革の必要性・妥当性（該当する場合）：国家戦略特区制度を活用する上での必要性と効果

9. 提案後の流れ

一次審査（書類審査）：提出された提案書を基に、必要に応じて外部の専門家等を交えて、上記審査項目に沿って書類審査を行います。

二次審査（ヒアリング審査）：一次審査を通過した提案者に対し、必要に応じて提案内容の詳細についてヒアリングを実施します。

事業化支援：審査の結果、事業化に向けて検討を進める提案については、加賀市が関係省庁等と連携し、規制改革の実現や事業化に向けた支援を行います。

事業実施：採択された事業は、提案者と加賀市が協力し、事業化に向けて取り組みます。

ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、市議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされませんのでご注意ください。

10. その他

提出された提案書および関連資料は返却いたしません。

提案内容に関する秘密は厳守しますが、事業化に向けた調整のため、関係機関に情報提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とします。

提出された提案書または添付資料の内容に虚偽の事実、不正確な情報、または重要な事項の隠蔽が判明した場合、当該提案は失格とし、採択後であってもその決定を取り消すものとします。

11. 問い合わせ先

加賀市政策企画部企画課

電話番号：0761-72-7830

FAX番号：0761-72-1910

メール：kikakuchousei@city.kaga.lg.jp